

第 2 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について 損害回復・経済的支援への取組（基本法第12,13,16,17条関係）

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要であり、基本法は、第 12 条において「損害賠償の請求についての援助等」、第 13 条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第 16 条において「居住の安定」、第 17 条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

第 2 回検討会においては、基本法が求めるこれらの基本的施策に関し、現状と犯罪被害者等の要望を踏まえ、今後構すべき犯罪被害者等のための施策を検討する必要がある。

1 基本法第 12 条関係（損害賠償の請求についての援助等）

[現状認識]

損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって犯罪等による被害の金銭的な回復を図るためだけでなく、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、加害者に謝罪や反省を求める機会として重要な意味を有している。

しかしながら、加害者との更なるかわりや忌避し、あるいは恐れること、加害者の賠償能力が欠如していること、高い費用がかかること、多くの時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、証拠が不足していること、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償の請求を躊躇することが少なくなく、現在の損害賠償制度が犯罪被害者等のために十分に機能しているとは言い難いとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第 12 条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助
- ・ 当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、
附帯私訴制度の導入

損害賠償命令制度の導入

損害賠償債務の国による立替払及び求償等¹

公費による弁護士選任

国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、
印紙代等）の補償等

日本司法支援センターの活用

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備²

その他損害賠償請求に関する援助³

が要望されている。

1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等に係る要望の詳細

- ・ 国が加害者に対する損害賠償金を立て替えて被害者に支払い、加害者に対して求償するシステムにすべき。
- ・ 損害賠償命令やその他の損害賠償は、国が被害者に立て替え払いをしたあと、加害者から取り立てる制度を導入してほしい。
- ・ 被害者への賠償不履行については、一般民事における債権回収とは別に法規定を整備し、国から租税課税と同等以上の強制力をもって加害者に対する求償を行うようにする。
- ・ オウムの破産債権は、まだ20億ある。国が取得すれば、その債権を行使し続けることにより、オウム集団への監視を実効的にできる。
- ・ 国が被害者から求めがあるときは、国がその正当を認定して被害者に補償し、国が加害者に賠償請求権を行使すべきである（オウム事件のように国のかわりに、命を失い、障害を負った場合等）。

2) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度に係る要望の詳細

- ・ 服役中の作業報奨金を自動的に賠償命令や債務名義に充当
- ・ 損害賠償請求が認められても、実際は支払われないことが多く泣き寝入りせざるを得ないのが悔しい。
- ・ 加害者が精神障害者や少年の場合に保護者等に民事賠償の責任があることを法律上明確にしてほしい。
- ・ 損害賠償を完遂したことが確認されない限り、加害者への運転免許は発行しないシステムづくり。
- ・ 損害保険会社への指導等を踏まえた、適切な損害賠償が保障される制度の確立
- ・ 保険会社との示談について、加害者弁護士からの行き過ぎた行為を防止すること。
- ・ 誠意のない、態度が悪い保険会社には罰金を課すこと。
- ・ 逃亡者の他、損害賠償の当事者間で合意した条件を遵守しない等の滞納者については、「贖罪拒否債務者」として、破産者に準ずる扱いとするような制度が必要である（被害者・遺族からの申し立てを受けて「贖罪拒否債務者」の認定を行う）。

- ・ 被害者・遺族への損害賠償の支払いが完了しない加害者は、すべて起訴し、原則として有罪とすること。
- ・ 刑事処分の確定時に被害者・遺族への損害賠償の支払いが完了していない加害者については、法務省管轄下に新設する「贖罪・更生支援機関」に登録し、自治体・金融業関連の各種団体などと協同して管理を行うこと。
- ・ 損害賠償の支払いを完了するまでは、行政処分の内容に拘わらず、いかなる種類の運転免許証も発行しないこと。同じく、事故の前科・前歴は既存の規定に拘わらず、消滅しないものとする。
- ・ 早期に刑事裁判の情報を公開し、加害者側と対等の立場で民事責任の追及を同時進行させるようにすること。現在のように妙にねじれた民事不介入（示談の気配だけで加害者有利にする等）は廃止すること。
- ・ 民事裁判、損害保険の示談の場にも加害者を強制的に出させること。
- ・ 犯罪被害者のきょうだい固有の損失（損害賠償請求権）を適正に認めてほしい。
- ・ 民事上の問題解決に一定の成果が期待できる場合、刑事和解をより積極的に活用すべきではないか。
- ・ 刑事和解において和解条項を守らない加害者に対しては、執行猶予の取り消し、仮出獄を認めないなどの制裁措置が必要ではないか。

3) その他損害賠償請求に関する援助に係る要望の詳細

- ・ 交通事故は民事の解決が不可欠なので、被害者側に立つ弁護士の選び方についてアドバイスしてほしい。
- ・ 専門弁護士を作ること。医者に「小児科」「精神科」があるように、弁護士にも「交通事故専門弁護士」の養成が必要である。
- ・ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」（警察庁）及び冊子「被害者の方々へ」（検察庁）の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

犯罪被害者等基本法の基本的施策に係る児童虐待・性暴力・ DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望

[基本法第 12 条関係]

損害賠償債務の国による立替払及び求償等

- ・ 第三者行為の扱いも労災と同じシステムで政府が損害賠償請求権を持って行う（自力で医療保険の手続や民事裁判及び損害賠償の支払いに関するやり取りをしなければならない。損害賠償が認められても加害者に支払い能力がなければ保障されない。）

公費による弁護士選任

- ・ 未成年の「家庭内被害者」のための公的弁護士制度やアドボケート制度を導入する。

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

- ・ 虐待した親への経済的請求（養育費、進学費用等）を認められないか。
- ・ 損害賠償請求（親への慰謝料請求や生活扶助）のための子供の代理人を認められないか。
- ・ 被害の認定について、証言のビデオ化。（刑事手続の中で、民事的な和解を盛り込むことが必要であり、そのためにも、）検察官が親権喪失、扶助請求など家事や民事について子供の代理人になれないか。
- ・ 交通事故の慰謝料算定基準や後遺障害認定基準のようなものを、その余の犯罪被害者等の損害認定にも作ることができないか。

その他損害賠償請求に関する援助

- ・ PTSD の認定が困難である（子供の損害賠償請求や刑事訴追を慎重ならしめている現状）。
- ・ 自分たちのような被害にも損害賠償が請求できるように法律を整えてほしい（気が付けばもう時効だった）。

2 基本法第13条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）

〔現状認識〕

犯罪被害者等に対する損害のてん補については、加害者による損害の実効的な賠償を期待できない場合などに、国等による積極的な救済制度が必要となる。現在、国が行っている主な制度としては、犯罪被害者給付金の支給に関する法律及び自動車損害賠償保障法に定められたものがある。また、地方公共団体において、類似の趣旨の制度を設けている例もみられる。

犯罪によって深刻な被害を受けた犯罪被害者等は、収入がなくなったり、長年にわたり療養費の出費に悩まされるなど、将来の生活の見通しもつかない状態に置かれている者が少なくなく、現在の犯罪被害者給付金制度では不十分であるとの指摘がある。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第13条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害者給付金制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実⁴

罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設⁵

医療費の無料化

その他医療保険利用の利便性確保⁶

が要望されている。

4) 犯罪被害者等給付金制度の充実に係る要望の詳細

- ・ 現行の重傷病給付金制度は、入院期間が短くなってきている現状に適應していない。
- ・ 現行の重症病給付金制度の対象期間を延長
- ・ 強姦の被害者の診療費及び中絶費用を給付金の対象にしてほしい。
- ・ 加齢と共に経済的に困窮する被害者も多いので、年金方式の給付金を検討すべき。
- ・ やはり一時金だけの支給というのは生活に影響するものであると思うので改善してほしい。
- ・ 少なくとも自賠償の場合と同じ程度の給付金を受けられるようにすべき。

- ・ 被害者が家計の大黒柱である場合は、給付金、残された子息のための育英資金などの助成を充実させること。
- ・ 犯罪被害者給付金が迅速に支給されていないのではないか。
- ・ 労災とは別に、犯罪被害者給付金を支給すべきではないか。

5) 医療費等の補償制度の創設に係る要望の詳細

- ・ 医療費、葬儀費用の国費支給
- ・ 医療費や介護費、バリアフリー化のための住宅改造費、車いす等の特別の支出については、実費を補償
- ・ 死亡、長期療養、後遺障害のある被害者に対しては、自動車損害賠償責任保険の政府事業の金額程度の一時金を支給し、更に被害が甚大で、継続して生活を保障する必要のある被害者に対しては、年金による補償制度を創設
- ・ 遺族年金というような形で毎月支給されれば、とても頼りになる。
- ・ 国による被害（遺体の搬送費用、葬儀費用、医療費、交通費等）補償
- ・ 司法解剖後の遺体取引費用、家宅捜査のための自宅の立ち入りを禁止された家族、親族のホテル宿泊料を犯罪被害者に負担させるべきでないのではないか。
- ・ 医療保険が適用される範囲が狭いのではないか（往路のタクシー代は出るが、復路のタクシー代は出ない等）。
- ・ （生活場所や）生活費に困窮している犯罪被害者への支援が必要ではないか。

6) その他医療保険利用の利便性確保に係る要望の詳細

- ・ 会社に犯罪被害を知られたくないので保険証を使えない、医療費が払えないので病院に行けないという状況を改善してほしい。
- ・ 医療保険をスムーズに使えるように関係機関に周知してほしい。

犯罪被害者等基本法の基本的施策と児童虐待・性暴力・ DV・ストーカー被害者及び身体医療に係る要望

[基本法第 13 条関係]

医療費等の補償制度の創設

- ・ 転居費用の支給あるいは貸付
- ・ 公的生活支援（精神的被害により働けなくなる。）
- ・ 児童虐待の被害者である子供の経済的負担の軽減のために、奨学金制度の特別枠、塾への支援をするべき。
- ・ 支給が子供に直接なされるようにするべき。親の親権が剥奪されなくとも、子供への支給が可能であって、親に受領する権限を喪失させる制度が必要。親権喪失しなくとも施設庁の親権代行権として当然に金銭の管理ができるという政策的な解釈が望ましい。
- ・ 長期にわたるカウンセリング、精神科治療の治療費の援助
- ・ 労災と同等の制度で補償されること
- ・ 生活再建上の援助が少ない。転居等の費用の支援が必要。
- ・ 心理療法は自由診療としており、負担が大きいため、医療費に関する支援が必要。
- ・ 虐待を受けたことによる精神的問題の治療に関しての治療費の援助
- ・ 生活再建の際、経済面での支援において生活保護以外の選択肢の提供
- ・ 性感染症に関する検査料金の公的負担
- ・ 精神的な被害が低く見積もられていて不本意である。
- ・ 保健医療サービスが受けやすい経済的な基盤がほしい。
- ・ 遠くに通院するときに、高速道路の費用が半額になるという援助を受けている人がいると聞いたが、同等のサービスを受けたい。
- ・ 子育てに関する金銭的支援をもらえるととてもうれしい。仕事ができないが、終日家にいると虐待してしまうので、保育所を利用している。
- ・ サバイバー・回復途上者のための支援制度（支援基金）などによって、被害者が経済的負担を気にせずに心理的・医療的援助を受けられるような制度を導入する。

その他医療保険利用の利便性確保

- ・（加害者がはっきりしている場合なども含めて）すべての被害を対象にすることのできる医療保険などの充実

3 基本法第16条関係（居住の安定）

〔現状認識〕

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって居住ができなくなったり、その他犯罪被害に起因する様々な要因により引越を余儀なくされる者が少なくない。また、配偶者からの暴力のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求める必要のある場合もある。しかし、新たな居住先の確保が困難であるとの指摘がある。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第16条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るための施策として、

- ・ 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

公営住宅への優先入居

犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の建て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備

が要望されている。

**犯罪被害者等基本法の基本的施策と児童虐待・性暴力・
DV・ストーカー被害者及び身体医療に係る要望**

[基本法第16条]

公営住宅への優先入居

- ・ 公営住宅入居の枠が広がるようであるが、力を入れてほしい。
- 犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の建て直しを図るための中期的な居住環境の整備**
- ・ 公共シェルターの設立
- ・ 子供同伴可能な施設の増加が望まれる。
- ・ 心のケアと生活再建支援のための総合支援ケアセンターの設置
- ・ 犯罪被害は、日常生活の中で起こることが多いため、事件を思い出す場所等を回避することに大きなエネルギーを使っている。被害者が希望したときには、速やかな引越し（や職場の配置転換）等の支援が求められる。
- ・ 犯罪が理由で、転居などを余儀なくされた被害者への、住宅斡旋など便宜を図る。

4 基本法第17条関係（雇用の安定）

〔現状認識〕

犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、対人関係に支障を生じたり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤したりすることになるが、雇用主や職場の無理解により、仕事をやめざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘がある。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第17条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策として、

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、
事業主等の理解の増進⁷
被害回復のための休暇制度の導入
が要望されている。

7) 事業主等の理解の増進に係る要望の詳細

- ・ 精神的衝撃が大きい場合、仕事の能率が下がる上、対人関係にも支障が出るため、今までのように仕事を続けられなくなる被害者が多く、事業主の理解や職業安定所職員の理解も得る必要がある。
- ・ 行政が被害者に対する会社の理解を率先してアピールすること
- ・ 暗に犯罪被害者であることを理由にリストラの対象とされることがないように指導していただきたい。
- ・ 「不幸な人のそばにいと不幸がうつる」などと言われるなどしてやめざるを得なくなった犯罪被害者等がたくさんいる。
- ・ （生活場所や）生活費に困窮している犯罪被害者への支援が必要ではないか。

犯罪被害者等基本法の基本的施策と児童虐待・性暴力・ DV・ストーカー被害者及び身体医療に係る要望

[基本法第17条関係]

事業主等の理解の増進

- ・ セクハラ労災認定
- ・ DV被害者について、職業訓練等の自立のサポートが必要。
- ・ ハンディを考慮した、少しずつ社会に復帰できるような雇用の創出
- ・ 犯罪被害は、日常生活の中で起こることが多いため、事件を思い出す場所等を回避することに大きなエネルギーを使っている。被害者が希望したときには、速やかな（引越しや）職場の配置転換等の支援が求められる。

	労働者災害補償保険制度（厚生労働省）	災害弔慰金の支給等（厚生労働省）	公害健康被害補償等（環境省）
制度の趣旨	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与すること。（法1条）	災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金を貸し付ける。（法1条）	公害健康被害者の迅速かつ公正な保護等を図るため、民事責任を踏まえて汚染原因者の負担により、各種補償給付等を行うもの。
制度の概要	労働者を使用する事業に適用（法3条） 業務災害又は通勤災害に関する保険給付（法2条の2、法7条） 労働福祉事業（法2条の2、法29条） ・被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業等 ・被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業等 ・労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業等 ・適正な労働条件の確保を図るために必要な事業等	市町村は、条例の定めるところにより、政令で定める災害により死亡した遺族に災害弔慰金を支給し、精神又は身体に一定の障害（ ）がある住民に災害障害見舞金を支給し、一定の被害を受けた政令で定める所得額に満たない世帯主に対して、生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける（法3条、8条、10条）	第一種地域 疾病：汚染と個々人の健康被害との因果関係の特定が困難な疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫） 地域：全国41地域（S63.3にすべて指定解除） 第二種地域 疾病：汚染と健康被害との因果関係が明確な疾病 地域：水俣病 - 水俣湾沿岸地域、阿賀野川下流地域 イタイイタイ病 - 富山県神通川下流地域 慢性砒素中毒症 - 宮崎県土呂久地域、島根県笹ヶ谷地域 認定：指定地域に、一定期間以上居住または通勤し、指定疾病にかかれば制度上の割り切りにより、本人の申請により都道府県知事等が公害による健康被害と認定（第一種地域）。 本人の申請により、都道府県知事等が認定（第二種地域）。 補償給付：認定された者に対して、療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等を給付。 公害保健福祉事業：指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復・保持・増進等を図るためリハビリテーション、転地療養、療養指導等の事業を実施。
給付の概要	業務災害又は通勤災害に係る給付（括弧内は通勤災害に係るもの） ・療養補償給付（療養給付）（法13条、22条） ・休業補償給付（休業給付）（法14条、法14条の2、22条の2） ・障害補償給付（障害給付）（法15条、15条の2、22条の3） ・遺族補償給付（遺族給付）（法16条～16条の9、22条の4） ・葬祭料（葬祭給付）（法17条、22条の5） ・傷病補償年金（傷病年金）（法18条、法18条の2、23条） ・介護補償給付（介護給付）（法19の2、24条） 二次健康診断等給付（法26条、27条）	災害弔慰金 市町村は、生計維持者が死亡した場合は500万円、その他の者が死亡した場合は、250万円を支給。（法3条、施行令1条の2） 災害障害見舞金 市町村は、生計維持者の場合は、250万円、その他の者の場合は、125万円を支給。（法8条、施行令2条の2） 災害援護資金 貸付額は最大350万円。償還期間は10年。 保証人が必要。利率3%（据え置き期間中は無利子）。（法10条、施行令5条、8条）	第一種地域の指定解除前に認定を受けた既被認定者及びその遺族などに対し、都道府県知事等が支給。 ・療養の給付及び療養費 ・障害補償費 ・遺族補償一時金 ・児童補償手当 ・療養手当 ・葬祭料 第二種地域の水俣病、イタイイタイ病については、被認定者と原因企業との間の補償協定により、企業から直接補償を受けており、公健法に基づく補償給付は支給されていない。
財源	労働者災害補償保険の事業に要する費用は、原則として、事業主が負担する保険料によってまかなわれている。	災害弔慰金、災害障害見舞金に要する費用につき、国が1/2、都道府県が1/4を負担。（法7条、法9条） 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子で、国が2/3、都道府県が1/3貸し付ける。（法11～12条）	補償給付費は、全額を汚染原因者が負担。 第一種地域関係は、工場・事業場による汚染負荷量賦課金が8割、自動車重量税が2割負担。 第二種地域関係は、原因物質を排出した施設を設置した者による特定賦課金が全額負担。
給付実績	保険給付の支払状況（平成15年度） 7,870億円	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給状況 （平成15年度国庫補助ベース） 41,250千円 災害援護資金の貸付状況 （平成15年度国庫補助ベース） 396,597千円	第一種地域（被認定者数・・・53,024人） 療養の給付・療養費 22,983,006千円 障害補償費 28,639,192千円 遺族補償費 4,106,517千円 遺族補償一時金 1,319,885千円 児童補償手当 0千円 療養手当 6,980,300千円 葬祭料 231,701千円 小計（第一種地域）64,260,604千円 第二種地域（被認定者数（慢性砒素中毒症のみ）・・・63人） 療養の給付・療養費 23,147千円 障害補償費 39,200千円 遺族補償費 5,760千円 遺族補償一時金 5,356千円 児童補償手当 0千円 療養手当 10,519千円 葬祭料 1,318千円 小計（第二種地域）85,302千円（給付額は平成15年度実績、被認定者数は平成15年度末） 合計 64,345,906千円
根拠法令	労働者災害補償保険法 労働者災害補償保険法施行令 労働者災害補償保険法施行規則	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令	公害健康被害の補償等に関する法律 公害健康被害の補償等に関する法律施行令 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程
備考	労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料は、労働保険の徴収等に関する法律に定められている。（法30条）	両目が失明したもの、咀嚼及び言語の機能を廃したものの、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの、胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの、両上肢をひじ関節以上で失ったもの、両上肢の用を全廃したもの、両下肢をひざ関節以上で失ったもの、両下肢の用を全廃したもの、精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの（法別表）	S63.3.1 第一種地域の指定が解除された際、基金を設け、健康被害予防事業を実施。

被害者に係る各種制度等一覧

	原子爆弾被爆者に対する援護（厚生労働省）	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業（厚労省）	被災者生活再建支援制度（内閣府）
制度の趣旨	国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずる。 （法前文）	HIV訴訟の和解に基づき、血友病の治療のための血液製剤によるHIV感染者又は二次・三次感染者であって、エイズを発症している者のうち、裁判上の和解が成立した者について健康管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図る。	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。
制度の概要	健康診断の実施（法7条） 医療の給付（法10条） 一般疾病医療費の支給（法18条） 各種手当等の支給 （法24～28条、31条～33条） 福祉事業（法37～39条） ・相談事業（法37条） ・居宅生活支援事業（法38条） ・養護事業（法39条） 調査及び研究（法40条） ・原爆放射能影響調査研究の推進（法40条） 平和祈念事業（法41条） ・原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業（法41条）	実施主体 （財）友愛福祉財団が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に事務を委託して実施。 対象者 血液製剤によるHIV感染者又は二次・三次感染者であってエイズを発症している者のうち、裁判上の和解が成立したもの。 発症者健康管理手当を支給。	対象となる自然災害により住宅が全壊等した世帯に対して、最大300万円を支給。
給付の概要	健康診断 ・定期年2回、希望年2回以内（うち1回はがん検査を受診可能）実施（施行規則9条） 医療の給付（法10条） 一般疾病医療費の支給（法18条） 各種手当等の支給 （法24～28条、31条～33条） ・医療特別手当（月額137,840円） ・特別手当（月額50,900円） ・健康管理手当（月額33,900円） ・保健手当（月額33,900円又は17,000円） ・介護手当 ・葬祭料等	発症者健康管理手当として月額150,000円を支給。	生活関係経費に最大100万円、居住関係経費に最大200万円を支給。 生活関係経費 ・通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ・自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ・住居の移転費又は移転のための交通費 ・住宅を賃借する場合の礼金 居住関係経費 ・民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円まで） ・住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ・住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ・ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費
財源	健康診断に要する費用、医療特別手当・特別手当・健康管理手当・葬祭料等に要する費用、を国が負担。 介護手当の支給に要する費用の額の4/5を国が負担。 （法43条、施行令20～21条）	企業が6割、国が4割を負担。	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。
給付実績	健康診断(15年度) 3,168,903千円 医療の給付(15年度) 164,656千円 一般疾病医療費(15年度) 37,100,355千円 各種手当(15年度) ・医療特別手当 3,889,504千円 ・特別手当 782,867千円 ・原子爆弾小頭症手当 12,574千円 ・健康管理手当 96,922,236千円 ・保健手当 2,499,058千円 ・介護手当 1,240,700千円 ・葬祭料 1,428,886千円	平成15年度 支給人数：124人 支給額：212,400千円	
根拠法令	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則		被災者生活再建支援法 被災者生活再建支援法施行令 被災者生活再建支援法施行規則
備考			

被害者に係る各種制度等一覧

医薬品副作用被害救済制度（厚生労働省）			
制度の趣旨	<p>医薬品の使用に伴い生じる副作用被害について、民事責任とは切り離し、医薬品の製造販売業者の社会的責任に基づく共同事業として、迅速かつ簡便な救済給付を行うもの。全ての製造販売業者からの拠出金により今後発生するかもしれない副作用被害の救済給付を行っていくという一種の保険システム。</p>		
制度の概要	<p>実施主体 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済の対象 医薬品が昭和55年5月1日以降に適正な目的で適正に使用されたにもかかわらず、発生した副作用被害を対象とする。</p>		
給付の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費 ・ 医療手当 ・ 障害年金 ・ 障害児養育年金 ・ 遺族年金 ・ 遺族一時金 ・ 葬祭料 		
財源	<p>給付に要する費用は、医薬品の製造販売業者からの拠出金による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般拠出金：医薬品の出荷額の一定割合（現行 0.3/1000）を徴収 ・ 付加拠出金：給付原因となった医薬品の製造販売業者から給付原価の1/4を徴収 <p>国は、事務費の1/2を補助。</p>		
給付実績	<p>平成15年度実績 支給件数：465件 救済給付支給額：1,204,243千円</p>		
根拠法令	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則</p>		
備考			

内閣府犯罪被害者等施策推進室において作成。
制度等の創設順に記載。

被災者生活再建支援法の概要（H16.4.1以降適用分）

1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

2. 法適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。

	合計	①～④	⑤～⑧
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

③ 住居の移転費又は移転のための交通費

④ 住宅を賃借する場合の礼金

⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）

⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費

⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）

（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2

(2) 支給に係るその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
(年収) ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円
500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

（注）要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1，2級の身体障害者などを含む世帯

4. 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

この場所に掲載していた資料「地方公共団体における犯罪被害者等支援関連条例の制定状況一覧」(内閣府犯罪被害者等施策推進室)は、了解を得ずに、「杉並区による犯罪被害者等の支援に関する施策の推進課題『(仮称)杉並区犯罪被害者等支援条例』の制定に向けて」(平成17年4月 杉並区犯罪等被害者支援専門家検討会)における太田達也委員作成・提出資料(7 犯罪被害者等支援関連条例の制定状況)に倣ったものであったことから、内閣府犯罪被害者等施策推進室作成の資料として掲載することは適当でなく、削除することといたしました。関係者の皆さまに御迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。【平成17年8月16日】